

平成 30 年度第 6 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 30 年 11 月 29 日(木)

於：高松サポート合同庁舎 702 会議室

| | | |
|-----|------|-------------|
| 出席者 | 公益側 | 東、籠池、高塚、松浦 |
| | 労働者側 | 大島、瀧、立石、中村 |
| | 使用者側 | 安部、綾田、友國、福家 |

議 題 (1) 平成 30 年度最低賃金の改定状況について
(2) その他

【賃金室長】 ただ今より第 6 回香川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、公益代表の佐川委員、労働者代表の土田委員、使用者代表の濱田委員がご欠席でございますが、12 名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

議題に入ります前に、労働者側委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

楠本委員が 10 月 15 日付けで退任されまして、新たに大島委員にご就任いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 各委員におかれましては、お忙しい中をご出席いただき誠に有難うございます。

まず、本年度の最低賃金審議は、地域別最低賃金につきましては、香川労働局長から 7 月 4 日に改正諮問をいただき、4 回の香川県最低賃金専門部会で審議を重ね、全会一致にはなりませんでしたが、

792円で8月6日に結審となりました。各側委員には熱心なご審議をいただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、当県で設定されている4つの特定最賃につきましても、4業種とも労使各側委員のご理解ある判断のもと、すべて全会一致により結審・答申の運びとなりましたことにつき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の議題は会次第にありますように、

- (1) 平成30年度最低賃金の改定状況について
- (2) その他 となっております。

それでは、議題(1)について、事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 それではまず当県の今年度の最低賃金の改定状況について説明いたします。

3ページ資料No.2としまして、本年度の香川県最低賃金、4つの特定最低賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金792円、冷凍調理食品製造業最低賃金793円、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金915円、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金928円、電子部品・デバイス・電子回路電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金862円でございます。以下「冷食」「機械」「船舶」「電気」でご説明いたします。

次に、審議状況でございますが、5ページ資料No.3「平成30年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」をご覧ください。

本審は今回を含め6回、運営小委員会を1回、香川県最低賃金専門部会を4回、冷食専門部会を3回、機械専門部会を3回、船舶専門部会を3回、電気専門部会を3回開催しております。

まず、香川県最低賃金については、第1回本審を7月4日に開催し、局長より改正決定についての諮問を行いまして、その後、専門部会の欄の「香川県最低賃金」の行の①第1回専門部会を7月23

日に開催し、右の②第2回専門部会を8月1日に開催して金額審議に入りました。その後、第3回専門部会を8月3日に、第4回専門部会を8月6日に開催して、全会一致には至らず、採決となりましたが、結審し、金額でプラス26円、率にして3.39%アップの792円での答申をいただきました。

その後、8月16日に香川県労連より異議の申し出があったことから、8月22日に異議審（第5回本審）を開催してご審議いただき、8月6日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最低賃金につきましては、第3回本審を8月1日に開催し、局長より改正の必要性の有無について諮問を行い、運営小委員会の行にあるとおり、同日開催しました運営小委員会におきまして、4つの特定最低賃金については改正の必要性有りとの結論に至りました。

第4回本審を8月6日に開催し、改正の必要性有りの答申を頂きましたので、同日、局長より冷食、機械、船舶、電気の4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いました。

そして、各専門部会が始まります前の9月10日に、今年度は高松市のアオイ電子株式会社様のご協力によりまして実地視察を行いました。

その後、各特定最低賃金専門部会の第1回目の会議を、4専門部会合同で10月1日に開催いたしました。以後、各専門部会を順次開催してご審議をいただいたわけですが、本年度、特定最低賃金につきましては、すべて3回目の専門部会におきまして、全会一致により答申を頂くことができました。

まず、冷食につきましては10月11日に、金額でプラス26円、率にして3.39%アップの793円で答申をいただきました。機械につきましては10月15日に、金額でプラス25円、率にして2.81%ア

ップの 915 円で答申をいただきました。船舶につきましては 10 月 10 日に、金額でプラス 25 円、率にして 2.77%アップの 928 円で答申をいただきました。電気につきましては 10 月 16 日に、金額でプラス 21 円、率にして 2.50%アップの 862 円で答申をいただきました。

なお、特定最低賃金の審議会答申に係る異議申出はございませんでしたので、所定の事務手続に入り、4 つの特定最低賃金すべて、12 月 15 日から発効となりました。

それぞれの答申文、報告文につきましては、7 ページからの資料 No.4-1 に「香川県最低賃金」の答申文の写しを、11 ページ資料 No.4-2 に「香川県最低賃金の異議申出」に対する答申文をつけています。

13 ページ資料 No.5-1 に「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」の答申文を、15 ページからの資料 No.5-2 に「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告文を、21 ページからの資料 No.5-3 に「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告文を、27 ページからの資料 No.5-4 に「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告文を、33 ページからの資料 No.5-5 に「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の改正決定」の答申文・報告文を添付しておりますので後ほどご参照ください。

以上、ご説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことをご報告いたします。

39 ページ資料 No.6-1 は、香川県の特定最低賃金の推移です。

船舶、機械、電気は地域別最低賃金と同様に右肩上がりの傾向、冷食については、他の 3 業種に比べ伸びが鈍い状況でしたが、昨年度から引上げ幅が大きくなっております。

41 ページ資料 No.6-2 は特定最低賃金対象業種の状況です。

適用事業場数の推移等は特定最低賃金合同専門部会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

4の影響率、未満率ですが、香川県最低賃金の影響率、昨年度は6.6%でしたが本年度は6.5%で、未満率は昨年度1.1%、本年度は1.6%です。特定最低賃金の本年度未満率、影響率は、冷食は未満率2.1%、影響率6.7%と影響率は昨年度より高くなっております。機械は未満率1.9%、影響率3.5%で昨年度より下がっております。船舶は未満率2.7%、影響率5.6%でここも昨年度より下がっております。電気は未満率2.7%、影響率5.0%となっており、ここも昨年度より下がっております。

中位数については専門部会でご説明しましたので省略させていただきます。

各年の引上げ額の推移については、平成24年度からのデータですが、香川県最低賃金については目安通りからプラス3円の間で推移しております。4つの特定最低賃金については、先ほど、ご説明したとおりでございます。

次に、地域別最低賃金の全国の様態ですが、43ページ資料No.7としまして本年度の全国の様態別最低賃金改定答申に係る本省発表資料をお配りしております。

下の方に記載されている「平成30年度地方最低賃金審議会の答申のポイント」にありますように、改定額の全国加重平均は874円（昨年度は848円）、引上げ額の全国加重平均は26円（昨年度は25円）。26円の引上げ額は、最低賃金額が時間額のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げ額となっております。

それから、最高額は東京都の985円ですが、最高額に対する最低額、鹿児島県の761円との比率が77.3%となり、昨年度は76.9%であったことから、比率が改善されております。4年連続の改善となっております。

引上げ額の最高（27円）と最低（24円）の差が3円となり、昨

年は4円でしたので、差が縮小しております。

また、東北、中四国、九州などを中心に目安額を超える引上げがなされています。

44 ページに全国の答申状況の一覧表があります。

目安どおりの答申が24都道府県、目安プラス1円が15県、目安プラス2円が8県となっております。目安を超える引上げは、昨年度は4県でしたが、今年度は23県となり、平成27年度以降最多となっております。

なお、右端の欄の「発効予定年月日」は、発表時点のもので、異議申出の関係で、実際の発効日と異なっているものがございます。鳥取が10月4日ではなく10月5日、岡山が10月1日ではなく、10月3日となっております。

次に、全国の特定最低賃金の改定状況一覧表を、45 ページ資料No. 8 としまして添付しています。これは、11月26日現在の状況です。

全国、ほぼ特定最低賃金の審議が終わっている状況でございます。

発効予定日が空欄になっているところが少しありますが、神奈川は「必要性の有無」について、諮問はなされていますが、答申がまだなされておりません。岡山の一般機械、広島的全業種については、まだ官報公示が終わっていない状況です。

最近、地域別最低賃金の引上げが大きくなっていますので、埋没しているところもあれば、香川の冷食のように地域別最低賃金プラス1円というような特定最低賃金もございます。

一時的に埋もれて、また特定最低賃金の答申があって地域別最低賃金を上回っているところをご紹介します。

76 富山の電気機械は823円で結審し、地域別最低賃金が821円でかなり接近している状況です。

85 福井の繊維、804円で結審しておりますが、地域別最低賃金が803円で一時的に地域別最低賃金を下回っております。

127 滋賀の各種商品小売、地域別最低賃金プラス1円の840円で

結審しております。

133 京都の各種商品小売が、882 円で地域別最低賃金プラス 2 円の 884 円で結審しております。同じく京都の自動車（新車）小売が地域別最低賃金プラス 3 円の 885 円で結審しております。

大阪は地域別最低賃金がかなり高くなっていますので、各業種とも全て一時的に埋没し、結審後も接近している状況です。

148 兵庫の電気機械は、地域別最低賃金が 871 円で地域別最低賃金プラス 2 円の 873 円で結審しております。

204 佐賀の陶磁器、地域別最低賃金の 762 円に対し、763 円で結審しております。

212 熊本の百貨店、地域別最低賃金 762 円に対しプラス 3 円の 765 円で結審しております。

以上、一時的に埋没していたところの特定最低賃金のご紹介でございました。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の説明で何かご質問、ご意見はありませんか。

【福家委員】 特定最低賃金の決定状況で、まだ終わっていない、空欄になっているところはどうなっていますか。

【賃金室長】 地域別最低賃金が高くなっているところで、「必要性の有無」について審議中で、例えば神奈川の塗料のように、「必要性の有無」の諮問が 8 月 1 日ですが、まだ決着がついていないところもあります。

中には、新設で出てきているものもありますので、「改正の必要性の有無」について審議をしているものもあれば、新設で審議中のものもあります。

地域別最低賃金が上がっていますので、地域別最低賃金に埋没し、「必要性の有無」についての審議が長引いているのではないかとと思われる。

あと、岡山の一般機械、広島的全業種については、官報公示がま

だという状況です。

【松浦会長】 他にご質問等ございませんか。ないようですので、次に議題（２）のその他に移ります。

事務局何かございますか。

【賃金室長】 最低賃金改定についての周知・広報の状況についてご説明いたします。

最低賃金の周知については、県、市、町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関などに対しまして、また今年度は新たに自動車学校にも、ポスターの掲示、チラシの配布などによる周知や広報誌等への掲載依頼をお願いいたしますとともに、局・監督署で実施する各種説明会におきましてチラシを配布し、ハローワークの窓口にリーフレット入りのティッシュを置くこと等により周知を図っているところでございます。

また、10月1日には、JR高松駅前におきまして、早朝よりの街頭キャンペーンに本審委員の皆様にご参加いただきまして、リーフレット入りのティッシュを700個配布し、四国新聞とかがわ経済レポートに掲載されました。

その他、ラジオのCMを通勤時間帯に放送していただき、それとあわせて局長がラジオに生出演し、最低賃金制度について話をいたしました。

それから、電車内でのアナウンスを1か月間依頼いたしました。

また、学生への周知が必要ということで、大学にて講義の時間の一部をお借りして最低賃金の話をさせていただきました。明日、11月30日にも予定させていただいております。

今後におきましても、あらゆる機会を通じまして、最低賃金の周知を図って参りたいと考えております。

次に履行確保についてですが、最低賃金の履行確保に係る監督指導を第4四半期に実施する予定としております。

最後に、今後の審議日程につきましてご説明いたします。

来年3月に、本年度最後の第7回本審を開催し、来年度における特定最低賃金改定の意向確認、また、来年度への申し送り事項等につきましてご審議をお願いする予定としております。

また、審議会に提出させていただいております資料につきましても、追加を希望されるもの、或いは削除してもよいもの等、ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程調整につきましては、メール等によって行わせていただきます。

なお、特定最低賃金の改定に関わる意向表明につきましては、これまでと同様、局長宛の書面によりまして、来年の2月下旬を目途にご提出下さいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

【立石委員】 第7回の本審の日程ですが、3月は期末ということもあり、皆さんお忙しいと思われまますので早めの設定をお願いいたします。

【賃金室長】 分かりました。早めに調整いたします。

【松浦会長】 他に事務局、何かございますか。

【賃金室長】 第52期より本審委員をお願いしております安部委員が1月末をもちまして退任されます。安部委員におかれましては、本審だけでなく、船舶の特定最低賃金につきましても平成26年度より専門部会委員にご就任いただき、最低賃金の改正決定に多大なご尽力を賜りました。ありがとうございました。

それでは最後に、亀澤香川労働局長よりご挨拶申し上げます。

【亀澤労働局長】 香川労働局長の亀澤でございます。

最後でございますが、御礼のご挨拶を申し上げます。

松浦会長を始め、委員の皆様におかれましては、今年度も円滑な審議会運営に御協力いただき、厚く御礼申し上げる次第でございます。

す。

お陰様で、事務局からご報告申し上げた通りでございますが、地域別最低賃金は全会一致には至りませんでしたけれども8月6日に結審し、4業種の特定最低賃金につきましてはすべて全会一致により結審していただきました。先生方の御審議に対しまして、改めて御礼申し上げる次第でございます。

審議会から答申をいただいた最低賃金につきましては、地域別最低賃金については10月1日に発効、特定最低賃金は、4業種すべて12月15日から発効の運びとなっているところでございまして、より一層適切に機能させるため、その周知、或いは助成金の活用といった行政の取り組みを進め、しっかりと周知を行った上で、履行確保を図って参りたいと考えております。

審議会委員の皆様におかれましては、労働行政に対しまして、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【松浦会長】 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第6回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――